

平成 30 年 5 月 18 日

豊島区税制度調査検討会議を開催します

～ ワンルームマンション税の検証 ～

5 月 22 日（火）、午後 2 時から「豊島区税制度調査検討会議」を区役所本庁舎で開催する。

検討会議は、「豊島区狭小住戸集合住宅税（通称：ワンルームマンション税・平成 16 年 6 月 1 日施行）」の見直し規定（*）に基づき設置するもので、今後、本税の存続の可否等を含め検証していく。

第 1 回豊島区税制度調査検討会議

日 時：5 月 22 日（火）午後 2 時～

会 場：豊島区役所 本庁舎 9 階 第 2 委員会室

内 容：狭小住戸集合住宅税の概要について

狭小住戸集合住宅税新設の背景とその後について

各区の住宅ストックに関する動向

* 今後の検討スケジュール

第 1 回以降、年内に 5 回の検討会議を開催し、平成 31 年当初を目途に報告書をまとめる。

ワンルームマンション税は、1 住戸の専用面積が 30 m²未満（22 年 3 月 31 日までは 29 m²未満）のワンルームを 9 戸以上有する建築等を行なう建築主に対して、狭小住戸 1 戸に対して 50 万円を課税するもの。ワンルームマンションの抑制効果を狙ったものとしては全国唯一の法定外普通税。

本税の検討当時、世帯に占める単身世帯の割合が約 6 割、30 m²に満たない集合住宅の占める割合が約 4 割と、いずれも 23 区で最も高く、住宅ストックに著しい偏りがあった。税の導入により、ゆとりある住宅、住環境を実現しファミリー層を誘引することを目的に創設した。

平成 25 年住宅土地統計調査によれば、23 区内の住戸数は増加傾向にあり、本区の住宅ストックの構成割合においても、依然として狭小な住戸の割合が高い状況が続いている。本区では一部地域での地区計画による規制に加えて、税という手法を用いてワンルームの建築抑制を行なっている。施行 15 年目となる来年度を前に 3 度目の「豊島区税制度調査検討会議」を設置して税のあり方について検討を行なう。

なお、前回の検討会議では「本税は、住宅施策の一環として、かつ課税自主権を発揮する独自の政策手段として一定の効果があると判断され、継続されるべきである。」との報告をまとめている。区ではそれを受け、本税の継続を決定した。

* 豊島区狭小住戸集合住宅税条例附則

3 区長は、この条例の施行後 5 年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて条例の廃止その他必要な措置を講ずるものとする。

問い合わせ：税務課長